

令和2年度 第13回全体庁議（12月25日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(1) とちぎ広域消防事務組合の運営に関する検討状況について [総務部]
----	-------	--------------	---

■ 提案・報告の趣旨

とちぎ広域消防事務組合の運営に関する給与制度や消防力などの検討状況について、令和3年1月14日開催の総務委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 給与制度

平成30年4月にとちぎ広域消防事務組合職員給与条例を施行し、令和元年度の新規採用職員から統一を図っている。それ以前に採用されている既存職員は、令和3年度からの適用を検討している。

(1) 既存職員の給与統一にかかる基本的な考え方

同一職場における職員間に不公平が生じないよう、3年間の現給保障を行い、帯広市の制度に一元化することを基本とする運営計画に則り、新規採用職員と同様に現在の組合給与条例に制度移行する。

(2) 給与条例の適用

組合の給与条例を適用し、地域事情が異なる住居手当などは、構成市町村の規定を準用する。

(3) 昇任、昇格

平成30年に制定した組合の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づき統一を図る。

2 職階級

国が示す「消防吏員の階級の基準」に基づき役職を定め、統一を進めている。

3 勤務体制

現在、2部制と3部制の勤務形態が混在しているが、運営計画に則り、2部制へ移行するとともに就業時間の統一を進めている。

4 消防力の基準

国が示す「消防力の整備指針」に基づき、十勝における地域実情を反映した消防力の基準を策定するもの。

帯広消防署管轄の検討状況は、署所の配置:7署所、消防車両の配置台数は常備車両:28台、非常備車両:12台、配置人員:192名の現況に対し、基準案は、帯広市内において消防力の算定に影響のある都市構造や人口などに大きな変化が無いため、それぞれ同数としている。

消防水利は、帯広の現有数が1,811基、基準案は国の算定基準に基づき1,817基の方向で検討を進めている。

5 広域化消防施設・設備整備計画

消防庁舎、消防水利、消防車両、消防資器材について、それぞれ更新時期の目安を定め、整備計画の検討を進める。

■ 今後のスケジュール

・ 令和3年1月14日 総務委員会へ報告

■ 審議結果

・ 同内容で、令和3年1月14日開催の総務委員会へ報告することで了承を得た。

■ その他、指摘事項等

・ 特になし